

令和8年4月23日

百合が丘自治会長 小口愛子 様

元気なコミュニティ協議会 会長 廣上正市

#### 4月13日付、貴会からの追加要請について

拝啓

平素より地域活動にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、4月13日付にて貴会より、3月初旬の抗議に含まれた4項目に関し、改めて対応を求める文書を受領いたしました。当協議会は、去る3月23日付で当該項目に関わる包括的な見解をお示ししております。同一項目について今回、改めて是正を求めてこられたことは、貴会との間に依然として認識の隔たりが存在するものと受け止めております。

なお、貴文書において、「期限内に誠意ある是正対応が確認できない場合には、貴団体との一切の関係を解消する」との厳しい姿勢が示されております。当協議会としては、こうした表明も含め、冷静に本件の整理を行う必要があると考えております。

以下、各項目について当協議会の見解を改めて申し述べます。

#### 1. 自治会長個人名の掲載について

ゲンコミだより50号における氏名の記載は、団体の対応状況を説明する中で代表者名を付記したものであり、社会通念上広く行われている表現方法の範囲内にあります。

当協議会としては、本件が人格権・名誉権の侵害に該当するとのご指摘については、法的および社会的観点から見ても妥当性を欠くものと判断しており、これに基づく謝罪および事前承諾の確約には応じることはできません。

また、繰り返しになりますが、団体名に会長名を付記したのは、特定個人への評価や非難を目的としたものではなく、あくまでも事実関係の説明の一部として行ったものであることを誤解なきよう、改めて明記しておきます。

#### 2. 「事実と異なる内容」とのご指摘について

当該の指摘は、「減便の影響、今後の影響も見えていない」との記載を指すものと理解しております。この表現は、これまでのやり取りおよび複数の判断材料に基づき、地域課題に対する認識の差異を示す趣旨で記載したものです。当協議会としては、当該記述が事実と異なるものとは認識して

おりません。従って、「事実と異なる内容」とする評価には同意できず、これを前提とした謝罪要請には応じることはできません。

一方で、本件についての認識の相違が存在すること自体は事実であり、複雑な要因が絡むこのテーマに関し、貴会の考え方やそのニュアンスがあつた凝縮された言葉の中に十分には反映されていない可能性については当方も認識しております。地域住民に対して双方の見解を適切に伝えることは重要です。このため、貴会において本件に関する正式見解を文書にてご提示いただければ、当協議会の媒体(だより・ホームページ等)において掲載する用意があることを、改めて申し添えます。

### 3. 回収・訂正等の措置について

ゲンコミだより 50 号はすでに回覧および配布を終えており、紙媒体に加え電子的にも広く共有されている状況にあります。

当協議会としては、当該内容について訂正を要するとの認識には至っておらず、また「誤情報の拡散防止措置」としては具体的に何を求められているのか、その範囲および内容を明確に特定することが困難であることから、回収および訂正等の措置には応じることはできません。

### 4. 今後の氏名使用に関する事前承諾について

団体の活動や意思決定の説明に際し、代表者名を付記することは一般的な表現方法であり、これを一律に事前承諾の対象とするとの要請は、当協議会として受け入れることはできません。

従って、本件の確約についても応じることはできない旨、明確に申し述べます。

### 結びに

本件については現時点において、事実関係および評価の双方において見解の相違が存在しております。その一方では、地域における諸団体の関係は、個別の見解の違いを超えて継続されるべき性格のものであるとの認識も持っております。

2 月末の申し入れを受け、二宮町及び神奈川中央交通からバスの減便・路線再編に関する返答が近々示される見込みです。我々はこれらの取り扱いを含めた今後の在り方について、地域全体の利益追求の視点を忘れることなく、冷静かつ建設的な話し合いや関係強化へと進むことが望ましいと考えております。

敬具